ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ−

WA バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）

ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託

ブラジルレアルクラス
米ドルクラス
円クラス
豪ドルクラス

運用報告書
（全体版）

作成対象期間　第13期
（2025年4月1日～2026年3月31日）

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ−WA バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第13期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

管理会社
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

代行協会員
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

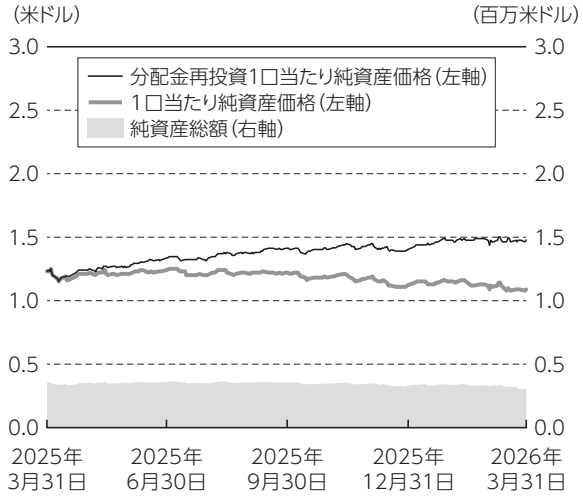
ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型公募外国投資信託
信託期間	設立日(2013年2月8日)から150年目の14日前まで
運用方針	ファンドの投資目的は、主としてバンクローンから成るポートフォリオを通じて、長期のトータル・リターンを受益者に提供することを追求することです。ポートフォリオは分散投資が図られ、全般的なポートフォリオ・リスクを管理しかつ制限することが企図されています。WA バンクローン・マスター・ファンド(マルチ・カレンシー型)は、ファンドと一致する投資目的を有しています。
主要投資対象	通常の市況において、ファンドは、実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資します。ただし、クラス固有の為替取引のための証拠金、またはその他の目的のためにファンドが利用する資産はこの限りではありません。通常の市況において、マスター・ファンドは、自己の純資産の大部分をバンクローンに投資することを目指すものとします。バンクローンとは、消費者または事業体が銀行またはその他の営利的貸し手から提供を受ける信用供与をいいます。バンクローンには、ターム・ローンおよびリボルビング・ローン、固定金利または変動金利、ならびに優先ローンまたは劣後ローン等があります。マスター・ファンドによるバンクローンへの投資は、直接または間接的に行われます。マスター・ファンドは、バンクローンに関連する価値を有する他の証券または商品を購入または売却することにより、バンクローンに対するエクスポージャーを得ることもできます。
ファンドの運用方法	ファンドは、そのすべてまたは実質的にすべての投資に利用可能な資産を⑴マスター・ファンドの受益証券および⑵各通貨クラスのために実施する特定の通貨の為替取引ポジションを組み合わせて投資します。
投資制限	⑴ファンドまたはマスター・ファンドに関して空売りされる証券の時価総額は、いずれの時点においても、ファンドまたはマスター・ファンドの純資産価額をそれぞれ超えないものとします。 ⑵借入れは、その結果として、未払の借入総額がファンドまたはマスター・ファンド(該当する方)の純資産価額の10%を超えることになる場合に禁止されます。ただし、合併など臨時の緊急事態にある場合は、かかる10%の制限を一時的に超えることができます。 ⑶ファンドおよびマスター・ファンドは、その取得を行った結果として、ファンド、マスター・ファンドおよび管理会社により運用されるすべてのミューチュアル・ファンドが保有する株式の議決権総数が、1つの会社の株式の議決権の50%を上回る場合は、かかる会社の株式を取得しません。かかる制限は、その他の投資ファンドに対する投資(ファンドによるマスター・ファンドへの投資を含みます。)には適用されません。上記の比率は、購入の時点または現行の市場価格に基づいてのいずれかで算出できます。 ⑷ファンドおよびマスター・ファンドは、日本証券業協会の外国証券取引に関する規則(その後の改正または改訂を含みます。)により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられない限り、その純資産価額の15%を超えて、私募証券、非上場証券または不動産などの容易に実現できない非流動資産に投資しません。上記の比率は、購入の時点または現行の市場価格に基づいてのいずれかで算出できます。
分配方針	管理会社は、その単独の裁量により、分配金の支払を行うことができます。 ファンドが利用可能な現金を有する限りにおいて、毎月15日(または当該日がファンド営業日ではない場合は、翌ファンド営業日)である「分配日」において分配を行い、分配日の前日(当該日がファンド営業日ではない場合は、前ファンド営業日)である「基準日」において分配を宣言することが予定されています。

Ⅰ．運用の経過および運用状況の推移等

１．当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の純資産価格等の推移について

ブラジルレアルクラス

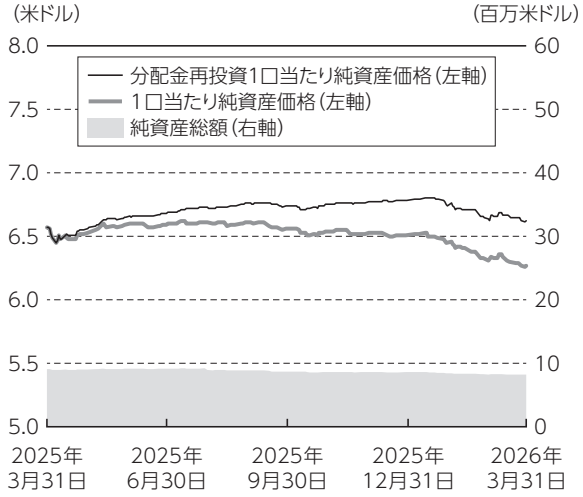


1口当たり純資産価格	
第12期末	1.23米ドル
第13期末 （1口当たり分配金額）	1.09米ドル （0.36米ドル）
騰落率	20.13%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因
当期のブラジルレアルクラスのパフォーマンス（騰落率）はプラス20.13%（分配金再投資ベース）となりました。期中ブラジルレアルは対米ドルで約9.7％上昇しました。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格の主な変動要因については、後記「ポートフォリオについて」をご参照ください。

（注1）騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。以下同じです。
（注2）1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
（注3）分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
（注4）分配金再投資1口当たり純資産価格は、第12期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。
（注5）ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
（注6）ファンドにベンチマークは設定されていません。

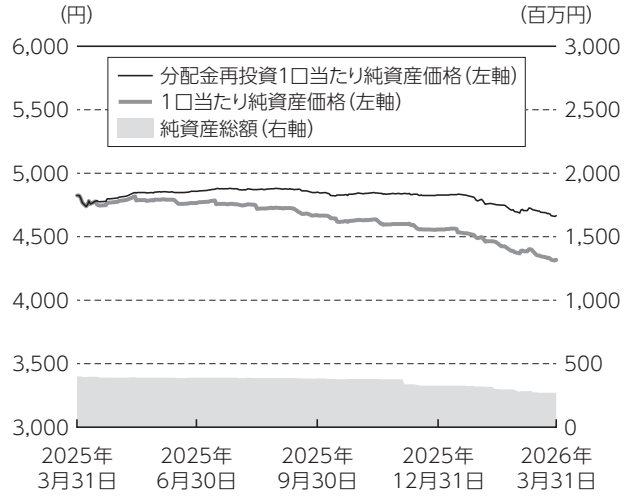
米ドルクラス



1口当たり純資産価格	
第12期末	6.57米ドル
第13期末 （1口当たり分配金額）	6.27米ドル （0.36米ドル）
騰落率	0.85%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因
当期の米ドルクラスのパフォーマンス（騰落率）はプラス0.85%（分配金再投資ベース）となりました。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格の主な変動要因については、後記「ポートフォリオについて」をご参照ください。

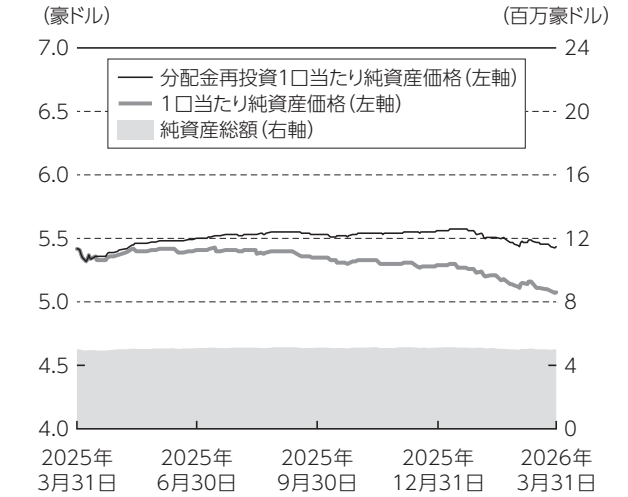
円クラス



1口当たり純資産価格	
第12期末	4,826円
第13期末 (1口当たり分配金額)	4,318円 (360円)
騰落率	−3.31%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因
当期の円クラスのパフォーマンス(騰落率)はマイナス3.31%(分配金再投資ベース)となりました。期中日本円は対米ドルで約6.0%下落しました。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格の主な変動要因については、後記「ポートフォリオについて」をご参照ください。

豪ドルクラス



1口当たり純資産価格	
第12期末	5.42豪ドル
第13期末 (1口当たり分配金額)	5.08豪ドル (0.36豪ドル)
騰落率	0.29%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因
当期の豪ドルクラスのパフォーマンス(騰落率)はプラス0.29%(分配金再投資ベース)となりました。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格の主な変動要因については、後記「ポートフォリオについて」をご参照ください。なお、参考となる為替のリターンとして、期中豪ドルは対円で約16.9%上昇しました。

※為替レートについては、WM/ロイターロンドン午後4時のレートに基づき計算しています。

■分配金について

当期(2025年4月1日～2026年3月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

ブラジルレアルクラス

(金額:米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金 (対1口当たり純資産価格比率(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額(注2)
2025年4月15日	1.16	0.03 (2.52%)	−0.03
2025年5月15日	1.21	0.03 (2.42%)	0.08
2025年6月16日	1.22	0.03 (2.40%)	0.04
2025年7月15日	1.20	0.03 (2.44%)	0.01
2025年8月15日	1.22	0.03 (2.40%)	0.05
2025年9月16日	1.22	0.03 (2.40%)	0.03
2025年10月15日	1.16	0.03 (2.52%)	−0.03
2025年11月17日	1.18	0.03 (2.48%)	0.05
2025年12月15日	1.14	0.03 (2.56%)	−0.01
2026年1月15日	1.13	0.03 (2.59%)	0.02
2026年2月17日	1.12	0.03 (2.61%)	0.02
2026年3月16日	1.08	0.03 (2.70%)	−0.01

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、各クラスの収益率とは異なる点にご留意ください。
対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a／b
a=当該分配落日における1口当たり分配金額
b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額
以下同じです。

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。
分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b−c
b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額
c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格
以下同じです。

(注3)2025年4月15日の直前の分配落日(2025年3月17日)における1口当たり純資産価格は、1.22米ドルでした。

米ドルクラス

（金額：米ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金 （対1口当たり純資産価格比率）	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2025年4月15日	6.49	0.03 (0.46%)	0.00
2025年5月15日	6.57	0.03 (0.45%)	0.11
2025年6月16日	6.57	0.03 (0.45%)	0.03
2025年7月15日	6.60	0.03 (0.45%)	0.06
2025年8月15日	6.58	0.03 (0.45%)	0.01
2025年9月16日	6.58	0.03 (0.45%)	0.03
2025年10月15日	6.51	0.03 (0.46%)	−0.04
2025年11月17日	6.52	0.03 (0.46%)	0.04
2025年12月15日	6.51	0.03 (0.46%)	0.02
2026年1月15日	6.50	0.03 (0.46%)	0.02
2026年2月17日	6.38	0.03 (0.47%)	−0.09
2026年3月16日	6.31	0.03 (0.47%)	−0.04

（注）2025年4月15日の直前の分配落日（2025年3月17日）における1口当たり純資産価格は、6.52米ドルでした。

円クラス

（金額：円）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金 （対1口当たり純資産価格比率）	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2025年4月15日	4,756	30 (0.63%)	−11
2025年5月15日	4,786	30 (0.62%)	60
2025年6月16日	4,759	30 (0.63%)	3
2025年7月15日	4,757	30 (0.63%)	28
2025年8月15日	4,719	30 (0.63%)	−8
2025年9月16日	4,694	30 (0.64%)	5
2025年10月15日	4,619	30 (0.65%)	−45
2025年11月17日	4,603	30 (0.65%)	14
2025年12月15日	4,564	30 (0.65%)	−9
2026年1月15日	4,534	30 (0.66%)	0
2026年2月17日	4,425	30 (0.67%)	−79
2026年3月16日	4,354	30 (0.68%)	−41

（注）2025年4月15日の直前の分配落日（2025年3月17日）における1口当たり純資産価格は、4,797円でした。

豪ドルクラス

（金額：豪ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金 （対1口当たり純資産価格比率）	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2025年4月15日	5.33	0.03 (0.56%)	−0.02
2025年5月15日	5.40	0.03 (0.55%)	0.10
2025年6月16日	5.39	0.03 (0.55%)	0.02
2025年7月15日	5.40	0.03 (0.55%)	0.04
2025年8月15日	5.38	0.03 (0.55%)	0.01
2025年9月16日	5.37	0.03 (0.56%)	0.02
2025年10月15日	5.31	0.03 (0.56%)	−0.03
2025年11月17日	5.30	0.03 (0.56%)	0.02
2025年12月15日	5.28	0.03 (0.56%)	0.01
2026年1月15日	5.27	0.03 (0.57%)	0.02
2026年2月17日	5.17	0.03 (0.58%)	−0.07
2026年3月16日	5.11	0.03 (0.58%)	−0.03

（注）2025年4月15日の直前の分配落日（2025年3月17日）における1口当たり純資産価格は、5.38豪ドルでした。

■投資環境について

当期においては、中東情勢を中心とした地政学リスクやマクロ経済要因、米国の関税政策を巡る不確実性、主要国の金融政策対応が複雑に絡み合い、市場のボラティリティを高める要因となり、金融市場に大きな影響を与えた１年となりました。

市場全体の動向として、上期においては米国の関税政策による米国・中国・欧州間の貿易摩擦や、中東情勢の緊張が高まり、一時的にリスクオフの動きが強まりました。しかし、関税措置の一部延期や停戦合意などを受けて、投資家心理は徐々に改善し、リスク資産は堅調に推移しました。S&P500指数は年央にかけて最高値を更新し、クレジット・スプレッドも縮小するなど、株式・クレジット市場は堅調に推移しました。下期においては米国政府機関閉鎖や経済指標の不透明感、地政学リスクの再燃、エネルギー価格の上昇などが重なり、再び市場の不安定さが増しました。当初、米国ではインフレ鈍化と利下げ継続を背景に株式・クレジット市場は堅調に推移したものの、2026年第１四半期にはAI主導の産業変革や中東・南米での地政学的緊張が高まり、市場ではリスク回避姿勢が強まり、米国債利回りは上昇し、クレジット・スプレッドも拡大しました。

米国では、米連邦準備制度理事会(FRB)がインフレ抑制と景気下支えのバランスを取りながら、段階的な利下げを進めました。2025年は合計で0.75％の利下げが実施され、年末時点で政策金利は3.50～3.75％となりました。インフレ率は年初から鈍化傾向を示しつつも、年後半にはエネルギー価格の上昇や地政学リスクの影響で再び上昇圧力が強まりました。雇用市場は一時的に堅調さを見せたものの、年末にかけては雇用の伸びが鈍化し、失業率も4.6％まで上昇しました。

米国債市場では、短期金利が低下し、長期金利が上昇するスティープ化が進みました。年後半にはベア・フラット化も見られ、金利の先行きに対する市場の不透明感が強まりました。FRBは金融政策の波及を円滑にするため、短期国債中心の米国債購入も再開しました。

欧州では、欧州中央銀行(ECB)が当期に2度の利下げを実施した後、政策金利を2.0％で据え置きました。ドイツを中心に財政出動や国債発行増が進み、欧州主要国の国債は、他の先進国をアンダーパフォームしました。年末にはフランスの格下げやインフレ率の上振れリスクが意識され、2026年の金利上昇観測が強まりました。

英国では、イングランド銀行が段階的な利下げを実施し、年末時点で政策金利は3.75％となりました。インフレ抑制への強い姿勢が維持され、バランスシート縮小ペースも調整されました。

総じて当期ではバンクローンを含むクレジット・スプレッド・セクターは国債のリターンを上回り、プラスのリターンとなりましたが、金融緩和期待を背景としたリスク資産上昇と地政学リスクやインフレ再加速懸念による調整が交錯する１年となりました。株式市場は高値圏を維持した一方で、債券市場では金融政策見通しの変化に伴う大きな金利変動が続き、年度終盤にはインフレと景気減速が同時に意識される難しい市場環境となりました。

今後も、政策当局の対応や地政学リスク、AIをはじめとする産業構造の変化が市場に与える影響を注視する必要があります。

■ポートフォリオについて

＜ファンド＞

ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、主としてバンクローンに実質的な投資を行い、長期のトータル・リターンの獲得を目指した運用に努めてまいりました。当期の運用においては、期を通じて、マスター・ファンドの高位組入れを維持しました。

＜マスター・ファンド＞

当期のマスター・ファンドの債券・ローン部分の参考リターンはプラス2.57％(費用控除前)となり、1口当たり純資産価格は上昇となりました。S&P/LSTA パフォーミング・ローン・インデックスで計測される当期のバンクローン市場のリターンはプラス4.81％となりました。

当期においては、リスク資産全般の上昇とバンクローン市場の需給の好環境により、パフォーマンスは総じて上昇基調となり、マスター・ファンドの純資産価格も上昇しました。マスター・ファンドは、B格をアンダーウエイトし、投資適格級のBBB格とBB格への配分も高めに維持し、市場平均よりも高い格付けを維持しました。セクター別では、引き続き金融および資本財セクターをオーバーウエイトしました。景気循環の影響を特に受けやすいセクター(素材、景気循環消費財)についてはアンダーウエイトとし、加えてテクノロジーセクターもアンダーウエイトを継続しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄について

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ.ファンドの経理状況 財務諸表(３)投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

＜ファンド＞

ファンドは今後も、主としてバンクローンから成るポートフォリオを通じて、長期のトータル・リターンを受益者に提供することを追求することを目的として運用を行います。

今後もファンドは運用方針に従い、マスター・ファンドへの投資を高位に保ちます。

＜マスター・ファンド＞

マスター・ファンドは、その投資方針に基づき、引き続き、主としてバンクローンに投資することで、長期のトータル・リターンの獲得を目指して運用を行います。

バンクローン市場は、1桁台後半の利回りでの収益率獲得の可能性があり、株式や他のボラティリティの高いオルタナティブ投資と比べて、引き続き魅力的な投資先となっています。市場の高いボラティリティとそれによる金利の上下変動などファンダメンタルな逆風にもかかわらず、8％近い利回りは引き続き需要を支えると考えます。現在のスプレッド水準はインプライド・デフォルト・リスクを上回るプレミアムを提供しており、今後もその水準が維持されると考えます。

ローン担保証券(CLO)およびミューチュアル・ファンドからのローン需要は非常に強く、バンクローン市場の需給環境を引き続き支えるため、ポジショニングに関しては、安定したキャリーが期待できるクレジットクオリティが高いBB格を継続保有します。また、金利の低下が金利負担の軽減に影響が大きいと思われることから、一部のシングルB格もトータルリターン獲得の可能性があると考え、継続保有します。

マスター・ファンドは、主にキャリーを重視しつつ、問題のある銘柄を避けて保有することで、アウトパフォームを目指します。また、消費者セクターのオーバーウエイトを維持する一方、資本財、通信など一部セクターに対しては引き続き慎重な見方を継続します。

２．費用の明細

＜ファンド＞

項目	項目の概要	
受託会社報酬	ファンドについて年間7,500米ドルの固定報酬	ファンドの受託業務の対価
管理事務代行会社報酬	ファンドについて年間10,000米ドル、および当初の3クラスを超えて追加されるクラスごとに、年間10,000米ドル	ファンドの管理事務代行業務の対価
販売会社報酬	ファンドの純資産価額の**年率0.80%**	受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務の対価
代行協会員報酬	ファンドの純資産価額の**年率0.05%**	目論見書、決算報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価
その他の費用・手数料（当期）	**0.69%**	専門家報酬、保管報酬、その他

（注）各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。なお、かかる比率の算出においては「その他の費用・手数料（当期）」の「その他」の中に受託会社報酬、管理事務代行会社報酬および代行協会員報酬の金額が含まれています。

＜マスター・ファンド＞

項目	項目の概要
管理会社報酬	管理会社としての業務につき、マスター・ファンドの純資産価額の**年率0.05%** 投資運用業務につき、マスター・ファンドの純資産価額の**年率0.65%**
受託会社報酬	マスター・ファンドの純資産価額の**年率0.01%** （ただし、最低報酬年間15,000米ドル）
管理事務代行会社報酬	マスター・ファンドの純資産価額の**年率0.02%**
米国保管報酬	マスター・ファンドの純資産価額の**年率0.005%**
その他の費用	**0.79%**

（注）各報酬については、マスター・ファンドの目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、上記期間のその他の費用の金額をマスター・ファンドの期間末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ．運用実績

１．純資産の推移

各会計年度末および第13会計年度中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

ブラジルレアルクラス

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（円）
第４会計年度末 （2017年３月末日）	6,452,737.43	1,037,084	6.32	1,016
第５会計年度末 （2018年３月末日）	5,054,854.76	812,416	5.74	923
第６会計年度末 （2019年３月末日）	3,655,149.47	587,456	4.43	712
第７会計年度末 （2020年３月末日）	1,622,299.81	260,736	2.68	431
第８会計年度末 （2021年３月末日）	1,333,087.84	214,254	2.35	378
第９会計年度末 （2022年３月末日）	1,250,638.40	201,003	2.45	394
第10会計年度末 （2023年３月末日）	845,735.31	135,927	1.87	301
第11会計年度末 （2024年３月末日）	886,941.45	142,549	1.70	273
第12会計年度末 （2025年３月末日）	353,951.98	56,887	1.23	198
第13会計年度末 （2026年３月末日）	305,468.87	49,095	1.09	175
2025年４月末日	349,474.85	56,168	1.21	194
５月末日	346,740.07	55,728	1.20	193
６月末日	360,520.77	57,943	1.24	199
７月末日	348,305.53	55,980	1.20	193
８月末日	355,349.50	57,112	1.22	196
９月末日	356,700.48	57,329	1.22	196
10月末日	347,619.83	55,869	1.18	190
11月末日	344,539.29	55,374	1.17	188
12月末日	330,285.74	53,084	1.12	180
2026年１月末日	338,797.99	54,452	1.15	185
２月末日	334,058.60	53,690	1.13	182
３月末日	305,468.87	49,095	1.09	175

（注１）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2026年７月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝160.72円および１豪ドル＝112.99円によります。以下同じです。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入してまたは切り捨ててあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入してあります。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。以下同じです。

（注３）上記に記載された各月末日の数値は、各月末時点で公表された数値であり、ファンドの財務書類の数値と一致しない場合があります。以下同じです。

米ドルクラス

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（円）
第４会計年度末 （2017年３月末日）	75,330,306.02	12,107,087	8.81	1,416
第５会計年度末 （2018年３月末日）	52,612,781.90	8,455,926	8.54	1,373
第６会計年度末 （2019年３月末日）	29,873,852.44	4,801,326	8.21	1,320
第７会計年度末 （2020年３月末日）	19,030,750.96	3,058,622	6.98	1,122
第８会計年度末 （2021年３月末日）	19,900,756.16	3,198,450	7.60	1,221
第９会計年度末 （2022年３月末日）	32,058,059.42	5,152,371	7.39	1,188
第10会計年度末 （2023年３月末日）	12,508,790.09	2,010,413	6.72	1,080
第11会計年度末 （2024年３月末日）	11,564,384.40	1,858,628	6.74	1,083
第12会計年度末 （2025年３月末日）	9,097,135.95	1,462,092	6.57	1,056
第13会計年度末 （2026年３月末日）	8,223,590.46	1,321,695	6.27	1,008
2025年４月末日	9,037,597.65	1,452,523	6.52	1,048
５月末日	9,156,130.68	1,471,573	6.59	1,059
６月末日	9,168,751.41	1,473,602	6.59	1,059
７月末日	8,940,843.87	1,436,972	6.61	1,062
８月末日	8,901,464.48	1,430,643	6.61	1,062
９月末日	8,732,435.82	1,403,477	6.56	1,054
10月末日	8,636,048.41	1,387,986	6.54	1,051
11月末日	8,610,752.21	1,383,920	6.52	1,048
12月末日	8,617,396.60	1,384,988	6.51	1,046
2026年１月末日	8,425,170.64	1,354,093	6.44	1,035
２月末日	8,263,838.86	1,328,164	6.32	1,016
３月末日	8,223,590.46	1,321,695	6.27	1,008

円クラス

	純資産総額（円）	１口当たり純資産価格（円）
第４会計年度末 (2017年３月末日)	2,624,491,704	8,580
第５会計年度末 (2018年３月末日)	1,948,310,730	8,144
第６会計年度末 (2019年３月末日)	1,481,747,818	7,593
第７会計年度末 (2020年３月末日)	1,034,160,263	6,249
第８会計年度末 (2021年３月末日)	1,025,607,811	6,720
第９会計年度末 (2022年３月末日)	919,670,896	6,464
第10会計年度末 (2023年３月末日)	730,313,528	5,648
第11会計年度末 (2024年３月末日)	548,537,056	5,281
第12会計年度末 (2025年３月末日)	400,747,334	4,826
第13会計年度末 (2026年３月末日)	269,823,729	4,318
2025年４月末日	388,146,011	4,773
５月末日	390,187,440	4,791
６月末日	388,502,678	4,767
７月末日	388,006,995	4,757
８月末日	386,028,477	4,729
９月末日	381,565,946	4,671
10月末日	378,841,941	4,634
11月末日	376,085,486	4,600
12月末日	326,917,307	4,558
2026年１月末日	318,274,923	4,486
２月末日	294,554,447	4,379
３月末日	269,823,729	4,318

豪ドルクラス

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(円)
第４会計年度末 (2017年３月末日)	18,102,438.42	2,045,395	8.60	972
第５会計年度末 (2018年３月末日)	10,183,805.08	1,150,668	8.10	915
第６会計年度末 (2019年３月末日)	8,517,667.66	962,411	7.54	852
第７会計年度末 (2020年３月末日)	6,088,751.50	687,968	6.22	703
第８会計年度末 (2021年３月末日)	6,049,445.65	683,527	6.72	759
第９会計年度末 (2022年３月末日)	5,843,153.68	660,218	6.47	731
第10会計年度末 (2023年３月末日)	5,186,993.34	586,078	5.78	653
第11会計年度末 (2024年３月末日)	5,170,781.31	584,247	5.66	640
第12会計年度末 (2025年３月末日)	5,027,870.18	568,099	5.42	612
第13会計年度末 (2026年３月末日)	5,015,173.32	566,664	5.08	574
2025年４月末日	4,980,411.26	562,737	5.36	606
５月末日	5,079,128.16	573,891	5.41	611
６月末日	5,099,220.51	576,161	5.41	611
７月末日	5,128,934.66	579,518	5.41	611
８月末日	5,147,423.73	581,607	5.40	610
９月末日	5,132,172.25	579,884	5.35	604
10月末日	5,134,350.25	580,130	5.33	602
11月末日	5,109,852.73	577,362	5.30	599
12月末日	5,136,327.72	580,354	5.29	598
2026年１月末日	5,105,770.58	576,901	5.23	591
２月末日	5,008,321.86	565,890	5.13	580
３月末日	5,015,173.32	566,664	5.08	574

２．分配の推移

ブラジルレアルクラス

	１口当たり分配金（米ドル）
第４会計年度	0.72（約116円）
第５会計年度	0.72（約116円）
第６会計年度	0.68（約109円）
第７会計年度	0.48（約77円）
第８会計年度	0.48（約77円）
第９会計年度	0.48（約77円）
第10会計年度	0.48（約77円）
第11会計年度	0.39（約63円）
第12会計年度	0.36（約58円）
第13会計年度	0.36（約58円）

米ドルクラス

	１口当たり分配金（米ドル）
第４会計年度	0.36（約58円）
第５会計年度	0.36（約58円）
第６会計年度	0.36（約58円）
第７会計年度	0.36（約58円）
第８会計年度	0.36（約58円）
第９会計年度	0.36（約58円）
第10会計年度	0.36（約58円）
第11会計年度	0.36（約58円）
第12会計年度	0.36（約58円）
第13会計年度	0.36（約58円）

円クラス

	１口当たり分配金（円）
第４会計年度	360
第５会計年度	360
第６会計年度	360
第７会計年度	360
第８会計年度	360
第９会計年度	360
第10会計年度	360
第11会計年度	360
第12会計年度	360
第13会計年度	360

豪ドルクラス

	１口当たり分配金（豪ドル）
第４会計年度	0.60（約68円）
第５会計年度	0.60（約68円）
第６会計年度	0.56（約63円）
第７会計年度	0.36（約41円）
第８会計年度	0.36（約41円）
第９会計年度	0.36（約41円）
第10会計年度	0.36（約41円）
第11会計年度	0.36（約41円）
第12会計年度	0.36（約41円）
第13会計年度	0.36（約41円）

３．販売及び買戻しの実績

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

ブラジルレアルクラス

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第４会計年度	233,560 (233,560)	168,903 (168,903)	1,021,204 (1,021,204)
第５会計年度	38,397 (38,397)	179,321 (179,321)	880,280 (880,280)
第６会計年度	71,922 (71,922)	127,310 (127,310)	824,892 (824,892)
第７会計年度	17,242 (17,242)	235,715 (235,715)	606,419 (606,419)
第８会計年度	36,634 (36,634)	75,779 (75,779)	567,274 (567,274)
第９会計年度	120,759 (120,759)	177,683 (177,683)	510,350 (510,350)
第10会計年度	13,556 (13,556)	70,553 (70,553)	453,353 (453,353)
第11会計年度	129,436 (129,436)	61,499 (61,499)	521,290 (521,290)
第12会計年度	6,427 (6,427)	239,322 (239,322)	288,395 (288,395)
第13会計年度	9,307 (9,307)	16,990 (16,990)	280,712 (280,712)

米ドルクラス

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第４会計年度	2,841,276 (2,841,276)	3,016,257 (3,016,257)	8,562,206 (8,562,206)
第５会計年度	563,405 (563,405)	2,967,862 (2,967,862)	6,157,749 (6,157,749)
第６会計年度	33,269 (33,269)	2,583,143 (2,583,143)	3,607,875 (3,607,875)
第７会計年度	35,639 (35,639)	916,518 (916,518)	2,726,996 (2,726,996)
第８会計年度	189,726 (189,726)	297,554 (297,554)	2,619,168 (2,619,168)
第９会計年度	2,257,538 (2,257,538)	536,535 (536,535)	4,340,171 (4,340,171)
第10会計年度	82,053 (82,053)	2,559,952 (2,559,952)	1,862,272 (1,862,272)
第11会計年度	52,087 (52,087)	197,538 (197,538)	1,716,821 (1,716,821)
第12会計年度	20,625 (20,625)	351,798 (351,798)	1,385,648 (1,385,648)
第13会計年度	22,742 (22,742)	96,147 (96,147)	1,312,243 (1,312,243)

円クラス

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第４会計年度	44,498 (44,498)	139,884 (139,884)	305,900 (305,900)
第５会計年度	11,604 (11,604)	78,257 (78,257)	239,247 (239,247)
第６会計年度	2,897 (2,897)	46,990 (46,990)	195,154 (195,154)
第７会計年度	8,172 (8,172)	37,821 (37,821)	165,505 (165,505)
第８会計年度	7,317 (7,317)	20,197 (20,197)	152,625 (152,625)
第９会計年度	12,987 (12,987)	23,341 (23,341)	142,271 (142,271)
第10会計年度	638 (638)	13,595 (13,595)	129,314 (129,314)
第11会計年度	681 (681)	26,120 (26,120)	103,875 (103,875)
第12会計年度	690 (690)	21,525 (21,525)	83,040 (83,040)
第13会計年度	738 (738)	21,293 (21,293)	62,485 (62,485)

豪ドルクラス

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第４会計年度	749,339 (749,339)	316,925 (316,925)	2,106,013 (2,106,013)
第５会計年度	39,469 (39,469)	888,217 (888,217)	1,257,265 (1,257,265)
第６会計年度	2,876 (2,876)	130,195 (130,195)	1,129,946 (1,129,946)
第７会計年度	2,090 (2,090)	152,947 (152,947)	979,089 (979,089)
第８会計年度	31,737 (31,737)	109,988 (109,988)	900,838 (900,838)
第９会計年度	47,604 (47,604)	45,052 (45,052)	903,390 (903,390)
第10会計年度	46,569 (46,569)	52,719 (52,719)	897,240 (897,240)
第11会計年度	51,033 (51,033)	35,000 (35,000)	913,273 (913,273)
第12会計年度	56,255 (56,255)	41,171 (41,171)	928,357 (928,357)
第13会計年度	62,476 (62,476)	2,900 (2,900)	987,933 (987,933)

（注１）（ ）の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

（注２）上記の口数は、監査済の財務書類に基づく口数です。

Ⅲ．ファンドの経理状況

財務諸表

ａ．サブ・トラストの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．サブ・トラストの原文の財務書類は、外国監査法人（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）等であるプライスウォーターハウスクーパース　ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．サブ・トラストの原文の財務書類はドル（米ドル）で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年７月31日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝160.72円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人報告書

ＷＡ バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）の受託会社であるＢＮＹメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々は、2026年３月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表ならびに同日終了年度の損益計算書、純資産変動計算書および関連する注記（以下総称して「財務書類」という。）からなる、（ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンドである）ＷＡ バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）（以下「サブ・トラスト」という。）の添付の財務書類を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、米国で一般に認められる会計原則に準拠して、2026年３月31日現在のサブ・トラストの財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において公正に表示している。

監査意見の根拠

我々は、米国で一般に認められる監査基準（以下「ＵＳ　ＧＡＡＳ」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々はサブ・トラストから独立した立場にあり、我々の監査に関する関連する倫理規定に従って我々のその他の倫理的な義務を果たすことが求められる。
我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し公正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の設計、実行および維持について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、全体として考えた場合、財務書類が公表可能となる日から１年の間に、サブ・トラストが継続企業として存続しなくなる重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを評価することが求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得ることと、我々の意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ＵＳ　ＧＡＡＳに準拠して行われる監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に常に発見することの絶対的な確信ではなく、保証するものでもない。不正による重大な虚偽記載は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重大な虚偽記載に比べて、見逃すリスクはより高い。虚偽記載は、単独でまたは全体として実質的な類似点があり、財務書類に基づく合理的な利用者による判断に影響を及ぼす場合に、重大とみなされる。

ＵＳ　ＧＡＡＳに準拠した監査において、我々は以下を実行する。

・監査中、専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つ。
・不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行する。当該手続には、財務書類中の金額や開示に関する証拠をテストベースで評価することが含まれる。
・サブ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。したがって、それに関する意見表明はされない。
・使用された会計方針の適切性および経営陣が行った会計上の重要な見積りの合理性を評価し、財務書類の全体的な表示を査定する。
・我々の判断において、全体として考えた場合、サブ・トラストが継続企業として合理的な期間にわたって存続しなくなる重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうか結論づける。

我々は、統治責任者に対して、とりわけ計画した監査の範囲および実施時期、重大な監査所見ならびに我々が監査中に認識した特定の内部統制に関連する事項に関して報告することが求められる。

プライスウォーターハウスクーパース　ケイマン諸島
2026年５月27日

Report of independent auditors

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Western Asset Bank Loan (Multi-Currency) Fund

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Western Asset Bank Loan (Multi-Currency) Fund (a sub-trust of Western Asset Offshore Funds) (the "Fund"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of March 31, 2026, and the related statements of operations and of changes in net assets for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as of March 31, 2026, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Fund and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

www.pwc.com/ky

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay,
P.O. Box 258, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

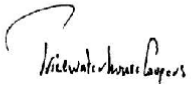
Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.

- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.



May 27, 2026

（１）貸借対照表

ＷＡ バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）
（ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）
資産・負債計算書
2026年３月31日現在
（米ドルで表示）

	米ドル	千円
資産		
マスター・ファンドの受益証券1,018,038口への投資、公正価値	13,853,287	2,226,500
マスター・ファンドの受益証券売却未収金	36,481	5,863
為替予約に係る未実現利益	2,628	422
資産合計	13,892,396	2,232,786
負債		
為替予約に係る未実現損失	130,435	20,964
未払販売会社報酬	27,895	4,483
未払名義書換事務代行会社報酬	22,400	3,600
未払管理報酬	1,445	232
未払費用	52,426	8,426
負債合計	234,601	37,705
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	13,657,795	2,195,081
		円
豪ドルクラス		
3,434,339米ドル／987,933口	3.476	559
ブラジルレアルクラス		
305,420米ドル/280,712口	1.088	175
円クラス		
1,695,771米ドル/62,485口	27.139	4,362
米ドルクラス		
8,222,265米ドル/1,312,243口	6.266	1,007

添付の注記は当財務書類と不可欠のものである。

（２）損益計算書

ＷＡ バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）
（ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）
損益計算書
2026年３月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

	米ドル	千円
マスター・ファンドから割当てられた投資純収益		
利息（外国税控除457米ドル）	1,118,833	179,819
配当金（外国税控除894米ドル）	3,451	555
費用	(261,386)	(42,010)
マスター・ファンドから割当てられた投資純収益	860,898	138,364
費用		
販売会社報酬	119,158	19,151
管理事務代行、会計および名義書換事務代行会社報酬	67,291	10,815
専門家報酬	58,654	9,427
印刷費用	15,415	2,477
保管報酬	14,109	2,268
代行協会員報酬	7,448	1,197
その他	6,391	1,027
費用合計	288,466	46,362
投資純利益	572,432	92,001
マスター・ファンドによる投資割当て、外貨換算／外貨取引ならびにデリバティブ契約に係る実現および未実現純利益（損失）		
実現純利益（損失）		
マスター・ファンドからの割当て	(94,767)	(15,231)
為替予約	286,728	46,083
外貨換算／外貨取引	492	79
実現純利益	192,453	30,931
未実現利益（損失）の純変動		
マスター・ファンドからの割当て	(331,786)	(53,325)
為替予約	(154,749)	(24,871)
外貨換算／外貨取引	(965)	(155)
未実現利益（損失）の純変動	(487,500)	(78,351)
マスター・ファンドによる投資割当て、外貨換算／外貨取引ならびにデリバティブ契約に係る実現および未実現純利益（損失）	(295,047)	(47,420)
運用により生じた純資産の純増加額	277,385	44,581

添付の注記は当財務書類と不可欠のものである。

ＷＡ バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）
（ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）
純資産変動計算書
2026年３月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

	米ドル	千円
運用		
投資純利益	572,432	92,001
実現純利益	192,453	30,931
未実現利益（損失）の純変動	(487,500)	(78,351)
運用により生じた純資産の純増加額	277,385	44,581
受益者への分配		
豪ドルクラス	(228,042)	(36,651)
ブラジルレアルクラス	(105,177)	(16,904)
円クラス	(185,515)	(29,816)
米ドルクラス	(484,964)	(77,943)
分配合計	(1,003,698)	(161,314)
受益者取引		
受益者取引により生じた純資産の純（減少）額（注記６）	(885,286)	(142,283)
純資産の純（減少）額	(1,611,599)	(259,016)
純資産		
期首	15,269,394	2,454,097
期末	13,657,795	2,195,081

添付の注記は当財務書類と不可欠のものである。

WA バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）
（ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）
財務書類に対する注記
2026年３月31日現在
（米ドルで表示）

１．組織および投資目的

WA バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）（以下「サブ・トラスト」という。）は、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に基づく信託証書により設立され、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録されたユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドとして2013年２月８日付で設定された。トラストはアンブレラ型ユニット・トラストとして構成されており、各サブ・ファンドの資産および負債の分別を目的として、複数のサブ・ファンドの設立が容認されている。2026年３月31日現在、ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンドは７本であった。ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「WAMCL」という。）は、トラストの管理会社である。ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「WAM」という。）、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド（以下「ウエスタン・アセット・シンガポール」という。）、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（以下「ウエスタン・アセット東京」という。）およびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ウエスタン・アセット・メルボルン」という。）は、サブ・トラストの投資運用会社（以下総称して「投資運用会社」という。）である。ＢＮＹメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、サブ・トラストの管理事務代行会社および受託会社である。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、サブ・トラストの保管会社および副管理事務代行会社である。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（シンガポール支店）は、サブ・トラストの登録・名義書換事務代行会社である。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（日本）およびＳＭＢＣ日興証券株式会社は、サブ・トラストの販売会社である。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（日本）は、代行協会員である。

サブ・トラストは、実質的にすべての資産をWA バンクローン・マスター・ファンド（マルチ・カレンシー型）（以下「マスター・ファンド」という。）に投資する。マスター・ファンドは、トラストの別個のサブ・ファンドとして設定されており、サブ・トラストと一致する投資目的を有する別個の投資法人である。サブ・トラストは、マスター・ファンドに投資することで、その投資目的の達成を試み、マスター・ファンドは、サブ・トラストのために投資する。したがって、サブ・トラストのマスター・ファンドが保有する有価証券およびその他の投資に対する権利は間接的である。このような取り決めにおいて、サブ・トラストは「フィーダー・ファンド」という。

マスター・ファンドの投資目的は、全般的なポートフォリオ・リスクを管理しかつ制限することが企図されている、主としてバンクローン商品から成る分散ポートフォリオを通じて、長期のトータル・リターンを提供することである。マスター・ファンドは、その純資産の約90％を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズまたはフィッチ・インク等の国内で認められた格付機関により、購入の時点でＢａ１、ＢＢ＋もしくはこれより低い格付けを付与された投資適格を下回る確定利付証券（バンクローンおよび

インフレ連動証券を含む。）に、もしくは投資運用会社またはＷＡＭＣＬによって同等の品質を有すると決定された証券に投資する予定である。

マスター・ファンドの会計方針（マスター・ファンドの投資評価等）は、サブ・トラストのマスター・ファンドに対する持分の評価、すなわちサブ・トラストの純資産額に直接影響する。マスター・ファンドの財務書類および添付の脚注は、サブ・トラストの財務書類とあわせて読まれるべきである。2026年３月31日現在、サブ・トラストが保有するマスター・ファンドの比率は100％であった。

サブ・トラストによるマスター・ファンドへの投資に関して、とりわけ、投資運用会社がマスター・ファンドの純資産額の価値を公正に決定することを合理的に実行できない場合に、マスター・ファンドの純資産価額の決定およびマスター・ファンドの持分の買戻しが停止対象となることがある。マスター・ファンドによるかかる停止事象において、投資運用会社は、かかるマスター・ファンドに投資するサブ・トラストの純資産価額の計算を停止するとともに、かかる停止より前に出されたが、まだ決済されていない買戻しの注文を含むサブ・トラストの受益証券の発行および買戻しを停止する。2026年３月31日に終了した年度中に、かかる事象はなかった。

2026年３月31日現在、サブ・トラストは、サブ・トラストの発行済受益証券を個別に10％以上保有する２名の外部受益者を有した。総所有割合は100％であった。当該受益者の１名以上の行動がサブ・トラストに重大な影響を及ぼすことがある。

２．重要な会計方針の要約

会計の基礎

米国で一般に認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に従い、サブ・トラストは発生主義会計を使用している。したがって、利益および費用は、それぞれ稼得または発生した時点で計上される。

サブ・トラストは、財務会計基準審議会の会計基準編纂書946「金融サービス－投資会社」における会計および報告ガイダンスに従った投資会社である。

見積りの使用

Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに従った財務書類の作成において、経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額、偶発資産および負債の開示ならびに報告期間中の運用による純資産の増減についての報告金額に影響を及ぼし得る見積りおよび仮定を行うことを要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。

投資取引、投資収益および費用

マスター・ファンドへの投資およびマスター・ファンドからの買戻しは、取引日に計上される。

サブ・トラストの投資純損益は、マスター・ファンドの投資純損益に比例したサブ・トラストの持分から、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに従い決定されたサブ・トラストのフィーダーの固有の実費および未払費用が差し引かれて構成される。

機能通貨および表示通貨

サブ・トラストの財務書類に含まれる項目は、サブ・トラストが運用活動を行う主たる経済環境の通貨で測定される。受益証券の発行、買戻しおよび評価の大部分が米ドル（以下「ＵＳＤ」という。）で行われ、かつ表示される。

所得税

ケイマン諸島の現行法に準拠し、サブ・トラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税は存在しない。その結果、当財務書類では納税引当金は積み立てられていない。

サブ・トラストはその業務を遂行することを目的としているため、米国での取引または事業活動に従事しているとはみなされず、従って、その所得はサブ・トラストが行う米国での取引または事業に「実質的に関連している」としては取り扱われない。実質的に関連した所得には、米国国内企業に対して適用される累進税率で米国連邦所得税が課せられる。配当金および利息収益を含む「実質的に関連」していないが米国源泉である特定のカテゴリーの所得は、30％の米国課税の対象となる。しかし、ポートフォリオ利息の非課税に基づき、稼得したポートフォリオ利息には30％課税は適用されない。2026年３月31日に終了した年度について、サブ・トラストが稼得した利息はポートフォリオ利息の非課税に適格である。

サブ・トラストは、税務ポジションが税務調査時に「どちらかといえば」肯定されるかどうかを決定するようサブ・トラストに要求する、税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指導にしたがう。経営陣は、2026年３月31日現在、税額が確定していない年度すべてにおけるサブ・トラストの税務ポジションの分析を行い、財務書類において認識または開示を必要とする不確実な税務ポジションはないと結論付けた。サブ・トラストの方針は、不確実な税務ポジションに関する利息および課徴金（もしあれば）を所得税費用の構成要素として認識することである。2026年３月31日に終了した年度について、サブ・トラストは不確実な税務ポジションに関するいかなる利息または課徴金も認識しなかった。現在、米国内国歳入庁またはその他のいかなる税務当局もサブ・トラストについて調査を実施していない。

参加受益証券の発行および買戻し

サブ・トラストの受益証券は、複数のクラス（以下それぞれ「クラス」といい、総称して「クラシズ」という。）で発行される。サブ・トラストは現在、豪ドルクラス（「ＡＵＤ」）、ブラジルレアルクラス（「ＢＲＬ」）、円クラス（「ＪＰＹ」）および米ドルクラス（「ＵＳＤ」）（以下、米ドルクラスを除き、「各通貨クラス」という。）を募集している。サブ・トラストは、ブラジルレアルに対しブラジルレアルクラス、豪ドルに対し豪ドルクラス、および円に対し円クラスの先渡契約を使用することで、米ドルの通貨エクスポージャーをヘッジすることに努める。ブラジルレアルクラスおよび米ドルクラスの受益証券は米ドル建て、豪ドルクラスは豪ドル建て、および円クラスは円建てである（以下各「表示通貨」という。）。受益証券の発行、買戻しおよび評価が行われ、受益証券はかかる通貨建てで表示される。

各クラスの純資産価格は、該当する取引日の表示通貨で決定される。取引日とは、連邦、州または地方銀行がニューヨーク、ロンドン、日本、およびケイマン諸島で営業をしている、ならびにニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所が取引を行っている各ファンド営業日のことである。サブ・トラストの受益証券の発行および買戻しは、最終純資産価額に基づき、かかるファン

ド営業日に行われる。純資産価額の3.5%を上限とする販売手数料が、販売会社によって課せられ、留保されている。販売会社による販売手数料は、サブ・トラスト外で課される。

受託会社は投資運用会社と協議の上、とりわけ、いずれの期間においても、投資運用会社がサブ・トラストの純資産価額を公正に決定することが合理的に実行できない場合、サブ・トラストの純資産価額の決定、サブ・トラストの受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することがあり、買戻代金の支払日を延期することがある。2026年３月31日に終了した年度について、かかる事象はなかった。

収益、費用、利益および損失の割り当て

収益、費用ならびに実現および未実現損益は、各クラスの純資産に対する割合に基づき各受益証券クラスに日々割り当てられる。サブ・トラストは、かかるクラスに関するヘッジ取引によって生じた適用できる利益、損失および費用を関連する受益証券のクラスに対して具体的に加算または控除を行う（例：円クラス受益証券のヘッジ取引に関するすべての費用は、円クラス受益証券によって負担される。）ため、当該クラスの評価について調整を行う予定である。受益証券のすべてのクラスは、非米ドル建て投資を機能通貨に対しヘッジすることで生じた利益、損失および費用を按分比例により負担する。

受益者への分配

投資純利益、実現純利益または未実現利益および／または資本からの分配は、各月の15日までにサブ・トラストによって宣言される。受益証券保有者が追加の受益証券への再投資を選択しない限り、分配は投資運用会社が決定した通り、現金または現物で支払われる。クラスに関する現金分配は、クラスの表示通貨で支払われる。

３．評価

マスター・ファンドへのサブ・トラストの投資は、評価日にマスター・ファンドが決定する１口当たりの純資産価格で評価される。サブ・トラストは、マスター・ファンドへの投資に対する割合に応じたマスター・ファンドの収益、費用および実現純損益ならびに未実現純損益の日々の割り当てを受取る。

為替予約、オプション契約、スワップション契約またはスワップ契約のような店頭の金融デリバティブ商品は、対象の資産価格、指数、参照利率およびその他のインプットまたは当該要素のコンビネーションからその価値を得る。当該契約は、通常、値付業者またはブローカー・ディーラー相場に基づき評価される。商品および取引の条件によって、金融デリバティブ商品の価値は、値付モデルのシミュレーションを含む一連の技法を使う値付業者により見積もられる。値付モデルには、発行体の詳細、指数、スプレッド、金利、イールド・カーブおよび為替レートのような活発な市場相場から観察されるインプットを用いる。

サブ・トラストの資産および負債の公正価値の決定に使用される様々なインプットは、下記に示される大まかなレベルに要約される。

・レベル１－同一の投資の活発な市場での相場価格
・レベル２－その他の重要な観察可能なインプット（類似の投資の相場価格、金利、返済スピード、信用リスクなどを含む。）

・レベル３－投資の公正価値を決定する際の投資運用会社独自の仮定を含む、重要な観察不能なインプット。レベル３の公正価値評価技法には、（ｉ）判断および多岐にわたる仮定（返済の仮定および債務不履行率の仮定を含むがこれに限らない。）の適用を必要とする内部開発モデルの利用、および（ⅱ）第三者による評価の要請（通常はブローカー・ディーラー）が含まれる。第三者の価格評価業者はしばしば、主観的であり、また判断および多岐にわたる仮定（返済の仮定および債務不履行率の仮定を含むがこれに限らない。）の適用を必要とする内部開発モデルを利用している。

評価レベルは、これらの有価証券への投資に伴うリスクまたは流動性を必ずしも示唆するものではない。

以下は、公正価値で計上されたサブ・トラストの資産および負債の評価に用いられた評価ヒエラルキーにおけるレベルの要約である。

	資産			
種類	相場価格（レベル１）（米ドル）	その他の重要な観察可能なインプット（レベル２）（米ドル）	重要な観察不能なインプット（レベル３）（米ドル）	合計（米ドル）
為替予約	－	2,628	－	2,628

	負債			
種類	相場価格（レベル１）（米ドル）	その他の重要な観察可能なインプット（レベル２）（米ドル）	重要な観察不能なインプット（レベル３）（米ドル）	合計（米ドル）
為替予約	－	130,435	－	130,435

４．為替予約

サブ・トラストは、米ドル建て以外の有価証券および受益証券の為替リスクをヘッジしたり、外貨建てポートフォリオ取引の決済を促進するために為替予約を締結することがある。為替予約とは、２当事者間で、将来日付で定められた価格で通貨を受渡しおよび決済することを売買する契約である。契約は日々値洗いされ、サブ・トラストは価格の変動を未実現損益として計上する。為替予約が、通貨の受渡しまたは別の為替予約の締結による相殺を通じて終了する場合、サブ・トラストは未決済時点での契約価値と終了時点での契約価値との差額に等しい実現損益を認識する。

為替予約は、資産・負債計算書に計上された金額以上の市場リスク要素を伴う。サブ・トラストは、為替予約の基礎をなす為替レートの不利な変動リスクを負っている。取引相手方が契約条件を履行することができない場合にも、かかる契約の締結によるリスクが生じることがある。

５．費用および報酬

投資運用報酬

投資運用報酬は、マスター・ファンドおよびサブ・トラストに提供する業務につき、マスター・ファンドに対して課される。

受託会社報酬

サブ・トラストは、毎日発生し、四半期ごとに後払いされる年間7,500米ドルの報酬を課される。

管理事務代行報酬

サブ・トラストは、年間10,000米ドルの報酬を課され、かつ当初の３クラスを超えて追加されるクラスごとに、年間10,000米ドルの追加報酬を課される。

販売会社報酬

販売会社報酬は、サブ・トラストの日々の平均純資産額の年率0.80％で、毎日発生し、四半期ごとに後払いされる。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は、サブ・トラストの日々の平均純資産額の年率0.05％で、毎日発生し、四半期ごとに後払いされる。

６．参加受益証券

下表は、2026年３月31日に終了した年度のサブ・トラストの受益証券取引を表している。

	2026年３月31日に終了した年度			
	豪ドルクラス		ブラジルレアルクラス	
	受益証券口数	金額（米ドル）	受益証券口数	金額（米ドル）
発行済受益証券	62,476	220,167	9,307	10,908
買戻受益証券	(2,900)	(10,193)	(16,990)	(18,385)
純増加（減少）	59,576	209,974	(7,683)	(7,477)

	円クラス		米ドルクラス	
	受益証券口数	金額（米ドル）	受益証券口数	金額（米ドル）
発行済受益証券	738	22,736	22,742	147,850
買戻受益証券	(21,293)	(626,837)	(96,147)	(631,532)
純（減少）	(20,555)	(604,101)	(73,405)	(483,682)

	合計	
	受益証券口数	金額（米ドル）
発行済受益証券	95,263	401,661
買戻受益証券	(137,330)	(1,286,947)
純（減少）	(42,067)	(885,286)

７．財務ハイライト

	2026年３月31日に終了した年度			
受益証券１口当たりデータ	**豪ドルクラス（米ドル）**	**ブラジルレアルクラス（米ドル）**	**円クラス（米ドル）**	**米ドルクラス（米ドル）**
期首純資産価格	3.376	1.228	32.283	6.568
投資純利益(1)	0.134	0.045	1.215	0.250
実現および未実現純利益（損失）	0.205	0.175	(3.967)	(0.192)
投資運用利益（損失）合計	0.339	0.220	(2.752)	0.058
受益者への分配	(0.239)	(0.360)	(2.392)	(0.360)
期末純資産価格	3.476	1.088	27.139	6.266
トータル・リターン%(2)	10.04	17.92	(8.52)	0.88
平均純資産に対する比率				
費用%	3.73	3.69	3.62	3.70
投資純利益%	3.80	3.84	3.91	3.84

(1) 受益証券１口当たり投資純利益は、当期の発行済平均受益証券口数に基づき算出されている。
(2) トータル・リターンの計算は、当期を通じて発行済の単独の参加受益証券の価値に基づいている。期首と期末間の受益証券１口当たり純資産価格の変動比率を表している（受益者への分配を除く）。

上記の比率は参加型受益証券全体について算出されている。個々の受益者のトータル・リターンおよび比率は、資本受益証券の取引のタイミングにより、これらの比率とは異なることがある。

上記の比率および受益証券１口当たりのデータには、マスター・ファンドからの収益、費用ならびに実現および未実現損益に対するサブ・トラストの比例按分が含まれる。

８．デリバティブ商品

サブ・トラストはトレーディング目的で、それぞれの商品の主要リスク・エクスポージャーが為替リスクを伴う先渡しを含む多岐にわたるデリバティブ商品を取引することがある。かかるデリバティブ商品の公正価値は、契約種類別に資産・負債計算書の個別項目に含まれる。

下表は、2026年３月31日現在の資産・負債計算書に為替取引商品として計上されないデリバティブの公正価値および表示箇所の情報であり、デリバティブの種類別にグループ化されている。

	資産デリバティブ(1)
	為替リスク（米ドル）
為替予約	2,628

	負債デリバティブ(1)
	為替リスク（米ドル）
為替予約	130,435

(1) 為替予約は、資産・負債計算書に個別の表示科目として計上される。

下表は、2026年３月31日に終了した年度について、サブ・トラストの損益計算書上のデリバティブの影響についての情報である。最初の表は、当期中にデリバティブで実現した損益の金額および源

泉に関する追加の詳細である。２番目の表は、当期中にサブ・トラストのデリバティブにより生じた未実現損益の変動金額に関する追加情報である。デリバティブから生じた実現および未実現損益は、損益計算書に個別項目として表示される。

	認識済デリバティブに係る実現利益金額
	為替リスク（米ドル）
為替予約	286,728

	認識済デリバティブに係る未実現（損失）変動額
	為替リスク（米ドル）
為替予約	(154,749)

2026年３月31日に終了した年度について、サブ・トラストのデリバティブ取引量は以下の通りであった。

	月次平均価値（米ドル）
引渡為替予約(1)	(191,459)
受取為替予約(2)	6,299,655

(1) 表示通貨に換算される当該金額（もしあれば）は、サブ・トラストの月間活動に基づいた決済日における代表的な平均未払金額に相当する。
(2) 表示通貨に換算される当該金額（もしあれば）は、サブ・トラストの月間活動に基づいた決済日における代表的な平均未収金額に相当する。

９．資産および負債の相殺

デリバティブ商品を使用することで、サブ・トラストは、取引相手方の信用リスクにさらされる。それは、デリバティブの取引相手方が契約上の条項に従い受け取った担保価値での相殺を行うことができないリスクである。取引相手方の不履行に伴う信用リスクに対するサブ・トラストのエクスポージャーは、資産・負債計算書で認識されたかかる取引に固有の未実現利益に限定される。サブ・トラストは、必要に応じて、与信限度、与信監視手続、マスター・ネッティング契約の実行および要求される証拠金・担保の管理などを通じて取引相手方の信用リスクを最小限に抑えている。取引相手方の信用度を適切に反映させるために、重要な場合は、特定のデリバティブ資産に関する取引相手方の信用リスク評価調整を計上する。かかる調整は、取引相手方またはその他の市場参加者から受け取った市場相場価格が当該デリバティブ商品に対する取引相手方の信用リスクを完全に反映していないために、これらの相場価格に対しても行われる。

財務報告を目的として、サブ・トラストは、資産・負債計算書上でネッティング契約の対象であるデリバティブ資産および負債を相殺していない。強制力のあるマスター・ネッティング契約（以下「ＭＮＡ」という。）の対象である、すべてのデリバティブ資産およびデリバティブ負債についての情報が、以下に表示されている。

2026年３月31日現在のデリバティブ資産および負債の相殺

	資産・負債計算書上の表示額	
	資産 （米ドル）	負債 （米ドル）
為替予約	2,628	130,435
資産・負債計算書のデリバティブ資産および負債の合計（ＭＮＡの対象）	2,628	130,435

デリバティブ資産および受領担保

	資産・負債計算書に表示された資産総額（米ドル）	金融商品（米ドル）	受領現金担保（米ドル）	純額(1)（米ドル）
Goldman Sachs International(2)	1,769	(426)	－	1,343
UBS AG(2)	859	(859)	－	－
合計	2,628	(1,285)	－	1,343

(1) 純額は、債務不履行時の取引相手方からの未収金の純額を表わす。
(2) 店頭取引

デリバティブ負債および差入担保

	資産・負債計算書に表示された負債総額（米ドル）	金融商品（米ドル）	差入現金担保（米ドル）	純額(1)（米ドル）
Goldman Sachs International(2)	426	(426)	－	－
UBS AG(2)	130,009	(859)	－	129,150
合計	130,435	(1,285)	－	129,150

(1) 純額は、債務不履行時の取引相手方への未払金の純額を表わす。
(2) 店頭取引

10. サブ・トラストの投資リスク

為替取引リスク

一般的なヘッジ戦略は、通常、投資リスクを限定し、または軽減することを目的としているが、同時に利益が生じる可能性も限定され、または軽減されることも予想される。上記にかかわらず、特定のクラス受益証券に帰属するサブ・トラストの資産が、当該クラス受益証券に関する為替取引に伴い生じた債務を弁済するには不十分である場合には、当該資産を超えた債務額を、サブ・トラストの他のクラス受益証券が負担することがある。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動により確定利付証券の評価額が下落するリスクをいう。名目金利が上昇した場合、サブ・トラストが保有する特定の確定利付証券の評価額は下落する傾向にある。名目金利は、実質金利と期待インフレ率の合計として記載される。長期間の確定利付証券は、金利の変動により敏感である傾向があり、通常、短期間の有価証券に比べより大きく変動する。デュレーションは、おもに金利（すなわちイールド）の変動に対する確定利付証券の市場価格の感応度の測定として使用される。

デリバティブ商品リスク

サブ・トラストは様々なデリバティブに投資することがあるが、それらは証券およびその他のより伝統的な投資対象への直接投資により示されるリスクおよび経費とは異なり、時としてこれらを上回るさらなるリスクおよび経費が生じることがある。以下は、デリバティブの利用に関する追加の

リスク要因である。

・運用リスク：デリバティブ商品は、株式および債券に関連するものとは異なる投資技法およびリスク分析を要する専門商品である。デリバティブの利用の成功は、原商品のみならず、デリバティブそれ自体の高度な運用および理解を必要とする。特に、デリバティブの利用および複雑性は、実行される取引を監視するための適切な管理の継続および、デリバティブがサブ・トラストのポートフォリオに追加するリスクの評価能力を必要とする。

・取引相手方の信用リスク：デリバティブの利用により、サブ・トラストは、特に異常に不利な市況において、取引相手方が適時に決済金を支払うまたはその他の方法によりその債務を弁済することができないまたはその意思がないというリスクを負う。取引相手方が債務を履行しない場合には、サブ・トラストは契約上の救済を受けるが、その契約上の権利を行使することができないことがある。取引相手方の債務がサブ・トラストにより保有される担保（適用がある場合）の金額を超える場合、サブ・トラストが取引相手方の不履行により担保におけるその権利を行使することができない場合、または商品の終了価格が商品の時価と大幅に異なる場合には、取引相手方・リスクは一層明白になる。

・ドキュメンテーション・リスク：多くのデリバティブ商品にはドキュメンテーション・リスクがある。各店頭デリバティブ取引の契約は、特定の取引相手方との間で個別に交渉されるため、当事者が契約条項について異なる解釈を行うリスクが存在する。これが生じた場合には、サブ・トラストがその契約上の権利を行使するために必要な法律手続に経費がかかりかつ予測不可能であることから、サブ・トラストが取引相手方に対するその請求権を行使しないことを決定することがある。そのため、サブ・トラストは、デリバティブ商品に基づき支払われるべきであると投資運用会社が考える支払額の受取りが不可能になり得るリスク、当該支払が遅れるリスクまたはサブ・トラストが訴訟費用を負担した後にのみ支払われ得るリスクを引き受けることがある。

マスター・ファンドへの投資関連リスク

サブ・トラストは、マスター・ファンドへの投資を通じて、多岐にわたる種類のリスクにさらされる。サブ・トラストの資産は、マスター・ファンドに投資されているため、主として、マスター・ファンドが直面するリスクにさらされる。リスクの概要は、マスター・ファンドの財務書類に記載されており、サブ・トラストの財務書類とあわせて読まれるべきである。

11. 偶発債務およびコミットメント

通常の事業過程で、サブ・トラストは様々な表明および保証を含む契約を締結しているが、それらは一般的な補償を提供している。これらの契約によるサブ・トラストの最大エクスポージャーは、それがサブ・トラストに対して行われる将来の請求でありまだ発生していないため、不明である。経験に基づき、経営陣はこれらの潜在的な補償義務に関連する損失のリスクは僅少であると考えている。しかし、かかる債務に関する重大な負債が将来発生し、サブ・トラストの事業にマイナスの影響を及ぼさないという保証はできない。

12. 後発事象

財務書類が公表可能となった日付である2026年５月27日現在、表示された財務書類に重大な影響を及ぼしたであろう後発事象または取引はなかった。

（３）投資有価証券明細表等

ＷＡ バンクローン・ファンド（マルチ・カレンシー型）
（ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）
投資有価証券明細表
2026年３月31日現在
（米ドルで表示）

口数		取得原価（米ドル）	公正価値（米ドル）
	マスター・ファンドへの投資　－　101.4%		
	米国　－　101.4%		
1,018,038	ＷＡ バンクローン・マスター・ファンド（マルチ・カレンシー型）エルティーディー	12,611,932	13,853,287
	米国合計	12,611,932	13,853,287
	マスター・ファンドへの投資合計	12,611,932	13,853,287
	マスター・ファンドへの投資合計　－　101.4%	12,611,932	13,853,287
	その他の資産を超える負債　－　(1.4)%		(195,492)
	純資産　－　100.0%		13,657,795

デリバティブ契約、公正価値：

為替予約　－　(0.94)%

決済日	取引相手方	以下を引き渡す契約		以下と交換に		未実現利益（損失）（米ドル）
2026年４月17日	UBS AG	AUD	137,786	USD	95,000	651
2026年４月17日	Goldman Sachs International	BRL	174,806	USD	33,000	(370)
2026年４月17日	UBS AG	JPY	10,290,982	USD	65,000	208
2026年４月17日	UBS AG	JPY	7,167,118	USD	45,000	(124)
						365

決済日	取引相手方	以下を受け取る契約		以下と交換に		未実現利益（損失）（米ドル）
2026年４月17日	UBS AG	AUD	5,067,859	USD	3,575,091	(104,873)
2026年４月17日	Goldman Sachs International	BRL	1,736,256	USD	329,673	1,769
2026年４月17日	Goldman Sachs International	BRL	36,379	USD	7,000	(56)
2026年４月17日	UBS AG	JPY	281,537,914	USD	1,797,580	(25,012)
						(128,172)
為替予約未実現純（損失）合計						(127,807)

通貨の説明
AUD－豪ドル
BRL－ブラジル・レアル
JPY－日本円
USD－米ドル

添付の注記は当財務書類と不可欠のものである。

Ⅳ．お知らせ

投資運用会社であるウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（以下「ＷＡＭ日本」といいます。）は、フランクリン・テンプルトン・インク傘下の運用会社の日本法人であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（以下「ＦＴＪ」といいます。）と2026年10月１日付で合併しました。なお、本合併の存続会社はＦＴＪです。本合併は、世界中に多様な運用会社を擁するフランクリン・テンプルトン・グループのグローバルで広範な取り組みの一環として実施されました。本合併の目的は、ＦＴＪおよびＷＡＭ日本の経営・管理基盤を統合することにより、顧客サービス水準の向上、営業体制の強化、管理・オペレーション面における効率性および安定性の向上を図り、両社それぞれの強みを活かした、より一体的なサービス提供体制を構築することです。なお、本合併によりファンドおよび現在運用中の運用戦略、運用チームの体制、ならびに運用哲学および運用プロセスに変更は生じません。